

Japan
Association for
Simplification of International
Trade
PROcedures

J A S T P R O

一般財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会
(2018年7月改訂)

1. 協会の目的

本協会は、国際貿易の発展に対応し、我が国における貿易関係手続の簡易化を図り、もって貿易関係業務の効率化に資することを目的とし、次の事業を行ってまいります。

- 貿易関係手続の簡易化に係る国際機関等との連携及び協力
- 貿易関係手続の簡易化に関する調査及び研究
- 貿易関係手続の簡易化に関する啓蒙普及
- 我が国政府が推進する貿易関係手続の簡易化に関する政策立案及びその実施への協力

2. 事業方針と主な事業

(1) 事業方針

当協会は、1974年（昭和49年）の創立以来、国連CEFACT¹（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）の我が国唯一の窓口として、国連CEFACTが推進する電子商取引のための国際標準化活動に積極的に参画し、国連の場で合意された国際標準や諸勧告の普及等に努めるとともに、AFACT²（貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会）などアジア地域における貿易関係手続に関する国際標準化活動への参画、諸外国における電子化の進展状況、あるいは我が国をはじめとする世界各国の貿易取引を巡る新たな制度等に係る調査研究活動を行い、その成果をセミナー等の場で紹介するなど、国内関係業界等における事業展開の一助となるよう努めています。

加えて、当協会が保守管理を行っている「日本輸出入者標準コード³」についても、利用者等の要請を踏まえながら一層の利便性の向上を図るべく努めております。

当協会は、2013年（平成25年）4月1日に一般財団法人に移行しましたが、従来の事業活動を継続するとともに、より幅広い分野において、また、より効果的かつ効果的な事業を展開しております。

(2) 主な事業

イ 広報普及等事業

① 広報普及事業

¹ 国連CEFACT：国連ECE/WP.4（貿易手続簡素化作業部会）が1997年3月に発展的に改組されたもので、現在の正式名称は、The Center for Trade Facilitation and Electronic Business（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）という。改組当初は、『行政、商業、運輸に関する手続及び実務簡素化センター』と呼んでいたが2000年3月に略号のUN/CEFACTはそのままで、その名称のみが変更されている。

² AFACT:Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business（貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会）。従来の「アジアEDIFACTボード（ASEB）」が、1999年9月の第17回ソウル会議において発展的に改組され、AFACTの略称はそのままに太平洋地域を加え、非政府組織として活動している。

³ 日本船主協会が、昭和43年にコンテナ化に対応するため開発した輸出入者符号表（いわゆる「船協コード」）が前身。1983年（昭和58年）から（財）日本貿易関係手続簡易化協会が保守・管理を行っている

国連 CEFACT が推進する貿易関係手続の電子化及び電子商取引のための国際標準化の動向、各種勧告、我が国及び諸外国の関係法令、手続き、政策等の情報を収集し、当協会が発行する広報誌（月刊 JASTPRO）、ホームページに編集・掲載するとともに、賛助会員はじめ関係団体・機関、企業等に幅広く配布しています。

併せて、当協会が主催するセミナー等のほか、関係団体が主催するセミナー、各種研修会等に講師を派遣するなど貿易関係手続の簡素化・電子化に関する啓蒙普及活動を行っています。

《JASTPRO 主催のセミナー実績》

～2012 年度春（2012.5.11）

- ・ 出港前報告制度の概要について
- ・ 出港前報告制度と NACCS の対応
- ・ Global EDI service of Crimson Logic (Singapore)

～2012 年度秋（2012.11.29）

- ・ 出港前報告制度にかかる NACCS の対応について
- ・ ASEAN シングルウィンドウ構築計画の進捗状況等

～2013 年度（2013.6.26）

- ・ 運送書類（B/L と Sea waybill）の法的問題点と将来の展望
- ・ 各国 FTA における原産地手続き（証明手続と検証手）の最近の動向

～2014 年度（2015.2.5）

- ・ アジア各国とのビジネスインフラ共有に向けて
- ・ 日本型通関システムの海外展開について
- ・ 我が国港湾 EDI システムの ASEAN 諸国等への展開について

～2015 年度（2016.2.9）

- ・ アフリカにおける関係機関（外務省）及び関連団体（JICA）の取組み等
- ・ アフリカにおける貿易取引等の電子化に関する調査の概要等
- ・ AACE（※）およびアフリカにおける経済共同体の概要等
※(African Alliance for Electronic Commerce)

～2017 年度（2018.2.22）

- ・ メガ EPA の動向 — TPP11 と日 EU・EPA

～2018 年度（2018.7.2）

- ・ EU 貿易救済法制実務及び BREXIT が我が国の輸出・投資に与える影響について

② 制度・電子化調査研究事業

貿易取引をはじめとする国際物流の一層のスピード化が進む中で、貿易関係手続の効率化、簡素化及び電子化の重要性が高まっています。これら手続を巡る我が国及び諸外国における諸制度の動向、電子化の進展状況等時宜に応じたテーマを取り上げ、関係機関や関係団体等の協力を得つつ調

査研究を行い、その成果を報告書に取りまとめ、当協会賛助会員をはじめとする関係団体・機関、各企業等に幅広く配布するとともに、その概要を当協会の広報誌やホームページに掲載しています。また、我が国政府の政策立案に寄与するとの観点から、必要に応じ意見書、提言等に取りまとめています。

近年における実施事業は次のとおりです。

- ・「ASEAN シングルウィンドウ構築計画に関する調査」(2012 年度)
- ・「海上運送書類に関する手続き簡素化に向けた調査研究」(2013 年度)
- ・「電子インボイスに係る諸外国での運用状況とその利用促進に関する調査研究」(2014 年度)
- ・「アフリカにおける貿易取引等の電子化に関する調査」(2015 年度)
- ・「アフリカにおける貿易取引等の電子化に関する調査」(継続)(2016 年度)
- ・「中南米カリブ諸国における貿易取引等の電子化に関する調査」(2017 年度)

③ 国際機関との連携推進事業

当協会は、国連 CEFAC に登録された我が国唯一の窓口として、国連 CEFAC との連携推進はもとより、我が国の貿易相手国としてウエイトが高いアジア太平洋地域における貿易関係手続の簡素化と電子化を促進するため、AFAC 及び国連 ESCAP (国連アジア太平洋経済社会委員会) が開催する APTFF 会議 (アジア太平洋地域の貿易手続簡易化と電子化を促進するための会議) などの国際機関とも連携した諸活動に参画しています。

また、当協会はこれまで国連 CEFAC 日本委員会と協力しつつ、第 15 回国連 CEFAC フォーラム会議(2009 年 9 月 28 日～10 月 2 日、札幌市) を招聘するとともに、2016 年にはホスト国として AFAC 会合を我が国で開催 (5 月：中間会議 (浜松)、11 月：総会 (東京)) するなど、これら国際機関の活動に大きく貢献しています。

i) 国連 CEFAC 活動への参画

国連 CEFAC は、年 1 回の総会及び年 2 回のフォーラム会議を開催しています。当協会は、それぞれの会合に国連に登録されている専門家等を派遣し、国連 CEFAC が進める国際標準化活動、各種勧告策定作業に参画するとともに、その進捗状況等を把握のうえ、国内の関係機関・団体等に広く情報の提供を行っています。そして、必要に応じて我が国関係業界等の意見を国連 CEFAC の場に反映すべく努めています。なお、2017 年 10 月にローマで開催された第 30 回国連 CEFAC フォーラムにおいて UN/EDIFACT30 周年を記念して、UN/EDIFACT 普及に貢献した世界各国の団体個人が表彰されましたが、日本からは当協会が事務局を務める国連 CEFAC 関係の会議メ

ンバーでもある（一社）日本自動車工業会、個人として遠藤秀和氏、鬼頭吉雄氏、及び当協会に対し感謝状が贈られました。

ii) AFACT 活動への参画

当協会は、AFACT の創設メンバーとして AFACT の諸活動に積極的に参画し、年 2 回の会議（中間会議、運営委員会・総会）に当協会の職員を派遣しています。なお、2011 年の AFACT 総会においては、当協会のこれまでの活動がメンバー国から評価され、当協会に対し e-ASIA 賞⁴が授与されました。

今後も、AFACT 会議への参加を通じ、当該会議において検討された内容、WG の活動成果等を当協会の広報誌及びホームページに掲載するとともに、当協会賛助会員をはじめ関係団体・機関、企業等に幅広く広報していきます。

iii) 国連 CEFAC 日本委員会の活動

国連 CEFAC 日本委員会 (JEC⁵) は、我が国において国連 CEFAC が開発する勧告や標準の普及・促進活動を支援するための組織として 1990 年に我が国の関係業界団体、企業等により設立されました。本委員会は、総会（年 1 回）及び運営委員会（年 2 回程度）を開催し、国連 CEFAC 総会における議案の審議、及び国連 CEFAC が進める国際標準化に向けたプロジェクトや各種勧告に関する我が国関係業界の意見の集約等を行うべく活動を展開してきています。

当協会は、本委員会の事務局として、今後とも本委員会の活動を継承し、時宜に応じた適切な対応を行っていきます。

また、本委員会の下に「国連 CEFAC 標準促進委員会」、「サプライチェーン情報基盤研究会」及び「国連 CEFAC 観光部会」が設置されており、可能な限りこれらの活動を支援していきます。

ロ 日本輸出入者標準コード事業

日本輸出入者標準コード（以下、「コード」という。）は、我が国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードであり、NACCS の利用者（税関、通関業者、船会社、航空会社、倉庫業者、運送業者、銀行等）は、このコードを入力することにより、貿易業者名等を識別のうえ、税関に対する輸出入申告のみならず、貨物管理、船荷証券の作成、関税等の口座振替、各種帳票類の作成等の処理が効率的に行われ、通関手続きの簡素化はもとより、国際物流の迅速化が図られます。

⁴ AFACT はアジア域内の貿易円滑化と電子ビジネス振興を目的に、域内における活動を評価しその功績をもとに奇数年に e-Asia 賞を授与している。

⁵ JEC(UN/CEFACT Japan Committee) : 2007年6月25日開催の EDIFACT 日本委員会 (JEC) 総会において、JEC の略称はそのままとし、フルネームを国連 CEFAC 日本委員会に改称するとともに規約の一部改正を行い現在に至っている。

当協会は、当該コードの発給及びその保守管理を行っていますが、今後も適切な維持・管理と更なる利便性の向上に努めていくこととしております。詳しくは、当協会ホームページをご参照ください。

なお、財務省・関税局は、平成 29 年 10 月の NACCS 第 6 次更改に併せ、それ以降の税関長に提出する輸出入申告等においては、国税庁が通知する「法人番号」に一本化する旨公表しましたが、第 6 次更改以降についても、NACCS センターと連携を図りつつ、法人番号を補完するコードとして JASTPRO コードの運用が継続されることとなりました。

法人番号は、当該企業名等の表記方法が「和文表記」であり、一方、輸出入申告手続を受付ける NACCS は、「英文表記」であることを要件とするため、NACCS で法人番号を使用するためには「和文表記」を「英文表記」に変換する必要があります。このため当協会は、NACCS センターからの要請を受け、平成 28 年 3 月以降、NACCS センターはもとより関係 3 団体（日本通関業連合会、航空貨物運送協会、国際フレイトフォワーダーズ協会）の協力を得て、JASTPRO コードを取得している法人約 10 万社に対し案内を送付し、JASTPRO コード（英文表記）と法人番号とを紐付け（利用者が従来通り JASTPRO コードを入力すれば、NACCS は英文表記と法人番号が対応した形で受理できる）作業を行ってきました。

3. 機構と組織図（2018 年 7 月現在）



【ご参考】 国連CEFACT

1. 国連CEFACTとは

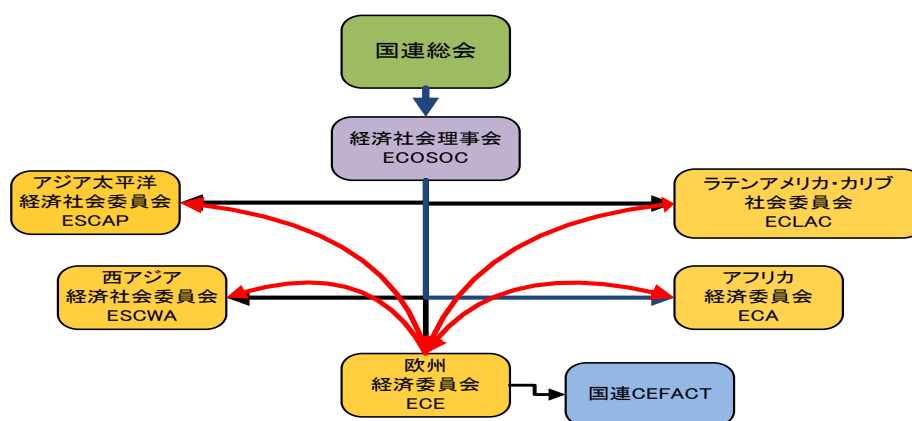
国連CEFACTとは、United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Businessの略称で、我が国では「貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター」と呼んでいます⁶。

この組織は、1997年3月に設置され、1960年代からの国連欧州経済委員会・貿易手続簡素化作業部会（UNECE/WP.4）における貿易手続簡素化活動を引き継いだものです。

欧州地域においては、多言語の問題や貿易が道路・鉄道輸送で行われることも多いことなどを背景として、早い時期から貿易手続の簡素化、標準化や電子化等についての活動が活発であり、欧州経済委員会（ECE）の中でこうした組織を設置して、検討を進めてきています。

我が国も、世界有数の貿易国として、こうした動きに対して、重大な関心を持ち、欧州経済委員会における前記の作業部会の段階から、継続してこの活動に参画してきています（我が国は、国連の地域経済委員会としては、アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP、本部：タイ・バンコック）に属していますが、欧州経済委員会の域外メンバーとして、正規メンバーと同様な立場で同委員会に参画しています。）。

国連CEFACTは、国連経済社会理事会の5つの地域経済委員会の一つであり、欧州経済委員会（ECE）の下部機関です。



⁶ 国連CEFACTは、国連ECE/WP. 4（貿易手続簡素化作業部会）が1997年3月に発展的に改組されたもので、改組当初は、『行政、商業、運輸に関する手続及び実務簡素化センター』（Centre for the Facilitation of Procedures and Practices in Administration, Commerce and Transport）と呼ばれていたが、2000年3月、略号のUN/CEFACTはそのまま、その名称のみが変更されている。

国連 CEFACT には、国連加盟国、政府機関、分野別・業界別の機関・組織・団体等からの参加が可能であり、勧告及び国際標準の作成に関し、関係各機関・組織等が積極的な支援を行っています。その支援については、ボランティア・ベースでの参加というユニークな特徴があり、公共機関と民間ビジネス組織・団体との間の協調的關係を形成しています。

本部は、スイス・ジュネーブの国連欧州本部に置かれ、同本部にて開催される年一回の総会と、世界各地において春と秋の年 2 回開催される「フォーラム」があります。2009 年 9 月、国連 CEFACT の約半世紀の歴史の中で初めてとなる第 15 回国連 CEFACT フォーラムを、国連 CEFACT 日本委員会 (JEC) との共催により札幌にて開催しました。

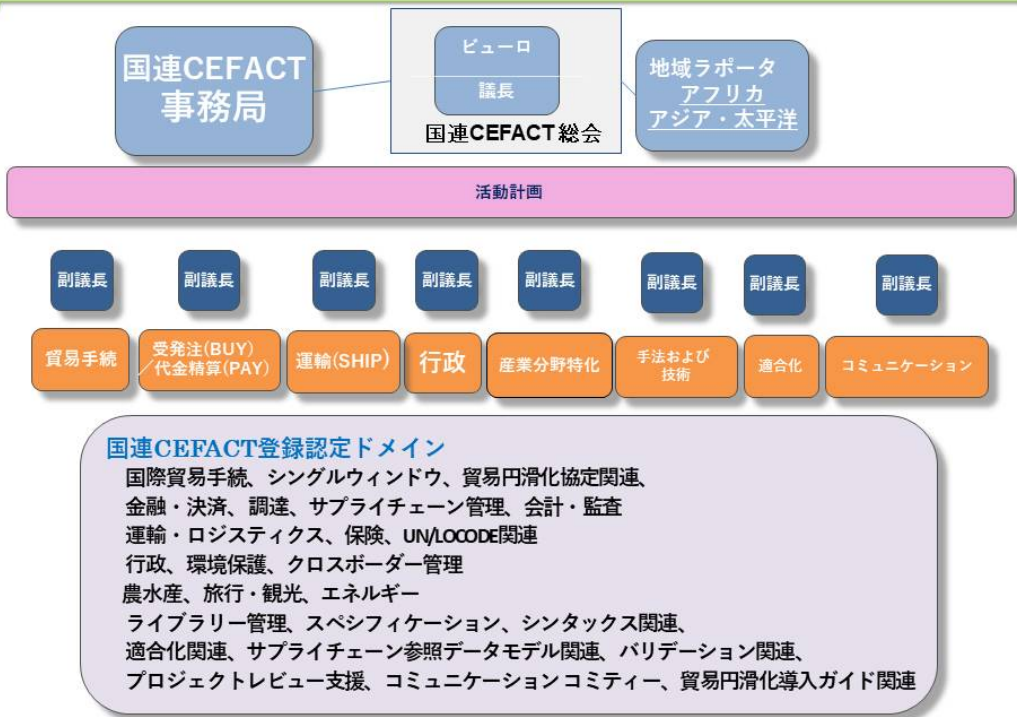


【国連欧州本部（スイス・ジュネーブ）】

2. 国連 CEFACT の組織

国連 CEFACT は、平成 23 年 7 月（第 17 回国連 CEFACT 総会開催）以降、組織運営の透明性の向上や組織ガバナンスの向上など 6 項目の目標を掲げ、新たな組織及び運営体制のもとで、その目標達成に向けた具体的な取組みをスタートさせました。

国連CEFACTの組織図 (2018年7月現在)



当協会が事務局を務める Japan Delegation においては、各企画開発分野 (PDA : Program Development Area)、特に「国際貿易手続」、「サプライチェーン」、「産業別特化」、「手法および技術」などの分野の活動に専門家を派遣し、各国の専門家とも協調しつつ国連 CEFAC の活動をサポートするとともに、各企画開発分野において現に進行しているプロジェクトの概要等に関する情報を要約し、これを国連 CEFAC 日本委員会の場において、また当協会の広報誌等を活用して関係機関、関係団体及び関係企業等への情報提供に努めています。

3. 国連 CEFAC が ECE の名前で発出した勧告

これまで発行された勧告の原文ならびに和訳は当 JASTPRO の Website に掲載しておりますのでご活用ください。

http://www.jastpro.org/un/cefact_transport.html

以上